

○総務省令第九十八号（抄）

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月五日

総務大臣 樽床伸二

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、…
…同項に次の一号を加える。

士 地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の二の規定に基づき特別負担金として納付した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

附則第十条第一項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、…
…同項第十六号から第十八号までを次のように改める。

士八 前条第二項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額

特別交付税に関する省令（抄）

（昭和五十一年十二月二十四日自治省令第三十五号）

（道府県に係る十二月分の算定方法）

第二条 各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に第三号の額を加えた額とする。

- 一 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第十号、第十一号、第十四号から第十七号まで、第二十三号、第二十八号、第二十九号、第三十二号、第三十六号、第三十八号、第四十八号、第六十四号及び第六十五号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数（当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数を合算した数を三で除して得た数をいう。以下同じ。）が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・八を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

（市町村に係る十二月分の算定方法）

第三条 各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

- 一 次に掲げる額の合算額

イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

附則

（東日本大震災に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第九条 平成二十三年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

（東日本大震災に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十条 平成二十三年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

改正後附則

(東日本大震災に係る道府県の十二月分の算定方法の特例)

第九条 平成二十四年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

十 地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の二の規定に基づき特別負担金として納付した額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

(東日本大震災に係る市町村の十二月分の算定方法の特例)

第十条 平成二十四年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

十八 前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額